官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○フィジー共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一四八）　一
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の確認検査の業務を廃止する旨の届出があった件
（東北地方整備局八一）　二
○道路に関する件（同八二）　二
○道路に関する件
（関東地方整備局一七二、一七三）　三
○道路に関する件
（中国地方整備局六四、六五）　三
〔国会事項〕　三
〔人事異動〕
内閣　財務省　三
〔叙位・叙勲〕　三
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　四
産業
日本産業規格（経済産業省）　五
労働
最低工賃の改正決定に関する公示
（埼玉労働局最低工賃公示二）　五
日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配七三）　六
〔公告〕　六
諸事項
官庁
金融商品取引業者に対する行政処分、北上川沿岸中田地区土地改良区の定款変更の認可関係　七
裁判所
相続、失踪、破産、再生関係　七
会社その他

その他告示

○外務省告示第百四十八号

令和八年三月三十日にスバで、フィジー共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

令和八年四月二十日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府の代表者とフィジー共和国政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、フィジー共和国（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全保障上の能力強化に係る計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、四億円（四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和協力のために、又は計画の範囲内において両政府が決定する他の適当な目的のために実施される。計画は、両政府の関係当局間で作成され、及び必要に応じ修正される文書で定める。

2(1)　贈与及びその利子は、被供与国政府により、適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産物又は役務であって両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げるもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため、及び計画の実施に必要な手数料を支払うために使用される。ただし、生産物は、調達適格国において生産されるものとし、役務は、調達適格国の国民によって提供されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。

3(1)　被供与国政府は、この了解の効力の生ずる日の後二箇月以内に日本国にある銀行に被供与国政府の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、4に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、生産物又は役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政府の関係当局間で別途の文書により合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

4　日本国政府は、3(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千二十六年三月三十一日までの期間に、1に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。当該期間は、日本国政府の関係当局の決定により延長することができる。

5(1)　被供与国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　生産物又は役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払をいつでも行うことができるよう、両政府の関係当局間の相互の同意により延長されない限り、贈与が実施された日の後十二箇月以内に贈与及びその利子が勘定から完全に払い出されることを確保すること並びに計画の完了後に残額を日本国政府に払い戻すこと。

(b)　生産物又は役務の購入に関して被供与国において課される関税、内国税その他財政課徴金が免除されることを確保すること。

(c)　贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。